

## 建築基準法施行令の一部を改正する政令案参照条文

### 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの

二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの

三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは準都市計画区域（市町村長が市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないとき

は、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴いて指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関

係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物  
27 略

(建築物の建築に関する確認の特例)

第六条の三 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の様替又は第三号に掲げる建築物の建築に対する前二条の規定の適用については、第六条第一項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいい、建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において同じ」とする。

- 一 第六十八条の十第一項の認定を受けた型式(次号において「認定型式」という。)に適合する建築材料を用いる建築物
- 二 認定型式に適合する建築物の部分を有する建築物
- 三 第六条第一項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

2 略

(構造耐力)

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。

二 略

(居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

第二十八条の二 居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

(地階における住宅等の居室)

第二十九条 住宅の居室、学校の教室、病院の病室又は寄宿舎の寢室で地階に設けるものは、壁及び床の防湿の措置その他の事項について衛生上必要な政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)

第三十条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、その構造を遮音性能(隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(昇降機)

第三十四条 略

2 高さ三十一メートルをこえる建築物(政令で定めるものを除く。)には、非常用の昇降機を設けなければならない。

(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)

第三十五条 別表第一(一)欄・項から・項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が千平方メートルをこえる建築物については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従つて、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

(建築材料の品質)

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

（型式適合認定）

第六十八条の十 国土交通大臣は、申請により、建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分で、政令で定めるものの型式が、前三章の規定又はこれに基づく命令の規定（第六十八条の二十六第一項の構造方法等の認定の内容を含む。）のうち当該建築材料又は建築物の部分の構造上の基準その他の技術的基準に関する政令で定める一連の規定に適合するものであることの認定（以下「型式適合認定」という。）を行うことができる。

2 略

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第三項を除く。）、第六条の二、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

2 略

3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条が

ら第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十二項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、次の各号の一に該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

- 一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
- 二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合
- 三 第四十八条第一項から第十二項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

( 建築設備への準用 )

第八十七条の二 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項(前条第一項において準用する場合を含む。 )の規定による確認又は第十八条第二項(前条第一項において準用する場合を含む。 )の規定による通知を要する場合を除き、第六条(第三項を除く。 )、第六条の二、第六条の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。 )、第七条、第七条の二、第七条の三、第七条の四、第七条の五(第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。 )、第七条の六、第十八条(第十四項を除く。 )及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から二十一日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

( 工作物への準用 )

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシユート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。 )については、第三条、第

六条（第三項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、「第七条、第七条の二、第七条の三、第七条の四、第七条の五（第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、「第八条から第十一条まで、第十二条第三項から第六項まで、第十三条、第十八条（第十三項を除く。）、「第二十条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条中第三十三条及び第三十四条第一項に関する部分、第三十七条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、「前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項及び第二項並びに第十八条第十三項の規定を準用する。

## 274 略

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

### 一 四 略

五 第十九条、第二十条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、「第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十二条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、「第三十三条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、「第三十四条第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、「第三十五条から第三十五条の三まで、第三十七条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、「第四十三条第一項、第四十四条、第四十七条、第五十二条第一項若しくは第五項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十四条の二第一項（第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、「第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の二第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十一条から第六十四条まで又は第六十六条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）」

2 前項第五号、第六号又は第八号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰する外、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（建築物の建築に関する確認の特例）

第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の九第一号に掲げるものであるもの 同号に掲げる規定

二 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の九第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。）

三 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。）

次に定める規定

イ 法第二十条から法第二十五条まで、法第二十七条から法第二十九条まで、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十三条、法第三十五条から法第三十五条の三まで及び法第三十七条の規定

ロ 第二章（第三十二条及び第三十五条を除く。）、第三章（第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章から第五章の二まで、第五章の四（第二節を除く。）及び第四百四十四条の三の規定

ハ 法第三十九条から法第四十一条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第六条の三第二項の規定の趣旨により規則で定める規定

四 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 法第二十条、法第二十一条、法第二十八条第一項及び第二項、法第二十九条、法第三十条、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十三条並びに法第三十七条の規定

ロ 第二章（第二十条の三、第三十二条及び第三十五条を除く。）、第三章（第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第百十九条、第五章の四（第百二十九条の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。）及び第四百四十四条の三の規定

ハ 法第三十九条から法第四十一条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第六条の三第二項の規定の趣旨により規則で定める規定

#### （接合）

第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼である場合は、高力ボルト接合、溶接接合又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）に、接合される鋼材がステンレス鋼である場合は、高力ボルト接合又は溶接接合に、それぞれよらなければならない。ただし、軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）について、ボルトが緩まないようにコンクリートで埋め込む場合、ナットの部分を溶接し、又はナットを二重に使用する場合その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めをする場合においては、ボルト接合によることができる。

2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして国土交通大臣が定め

た構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの四分の一（柱の脚部においては、二分の一）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

（高力ボルト、ボルト及びリベット）

第六十八条 高力ボルト、ボルト又はリベットの相互間の中心距離は、その径の二・五倍以上としなければならない。

2 高力ボルト孔の径は、高力ボルトの径より二ミリメートルを超えて大きくしてはならない。ただし、高力ボルトの径が二十七ミリメートル以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、高力ボルト孔の径を高力ボルトの径より三ミリメートルまで大きくすることができる。

3 ボルト孔の径は、ボルトの径より一ミリメートルを超えて大きくしてはならない。ただし、ボルトの径が二十ミリメートル以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、ボルト孔の径をボルトの径より一・五ミリメートルまで大きくすることができる。

4 リベットは、リベット孔に充分埋まるように打たなければならない。

（柱の構造）

第七十七条 構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。ただし、第二号から第五号までの規定は、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

一 主筋は、四本以上とし、帯筋と緊結すること。

二 帯筋の径は、六ミリメートル以上とし、その間隔は、十五センチメートル（柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の二倍以内の距離にある部分においては、十センチメートル）以下で、かつ、最も細い主筋の径の十五倍以下とすること。

三 帯筋比（柱の軸を含むコンクリートの断面の面積に対する帯筋の断面積の和の割合として国土交通大臣が定める方法により算

出した数値をいう。)は、〇・二パーセント以上とすること。

四 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とすること。

五 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の〇・八パーセント以上とすること。

(二以上の直通階段を設ける場合)

第二百二十一条 建築物の避難階以外の階が次の各号の一に該当する場合には、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場又は物品販売業を営む店舗(床面積の合計が千五百平方メートルをこえるもの)に限る。第二百二十二条第二項、第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第三項において同じ。)の用途に供する階でその階に客席、集会室、売場その他これらに類するものを有するもの

二 キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバーの用途に供する階でその階に客席を有するもの(五階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルをこえず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第二百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である五階以下の階でその階の居室の床面積の合計が百平方メートルをこえないものを除く。)

三 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ五十平方メートルをこえるもの

四 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寢室の床面積の合計が、それぞれ百平方メートルをこえるもの

五 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの

イ 六階以上の階でその階に居室を有するもの(第一号から第三号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルをこえず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びそ

の階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第二百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているものを除く。）

ロ 五階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては二百平方メートルを、その他の階にあつては百平方メートルをこえるもの

2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「五十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、「百平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、「二百平方メートル」とあるのは「四百平方メートル」とする。

3 第一項の規定により避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の二分の一をこえてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

#### (避難階段の設置)

#### 第二百二十二条 略

2 三階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階の売場及び屋上広場に通ずる二以上の直通階段を設け、これを次条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

#### 3 略

#### (避難階段及び特別避難階段の構造)

#### 第二百二十三条 略

2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二口に規定する防

火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。)から二メートル以上の距離に設けること。

二 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第六号の防火設備を設けること。

三 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備(国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)を有する付室を通じて連絡すること。

二 階段室、バルコニー及び付室は、第五号の開口部、第七号の窓又は第九号の出入口の部分(第二百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。)を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

三 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

四 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

五 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。)は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から九十センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第一百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

六 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。

七 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。

八 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。

九 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第一項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。

十 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

十一 建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる特別避難階段の十五階以上の各階又は地下三階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第一（イ）欄・項又は・項に掲げる用途に供する居室にあつては百分の八、その他の居室にあつては百分の三を乗じたものの合計以上とすること。

（物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅）

第二百二十四条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物における避難階段、特別避難階段及びこれらに通ずる出入口の幅は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 各階における避難階段及び特別避難階段の幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）のうち床面積が最大の階における床面積百平方メートルにつき六十センチメートルの割合で計算した数値以上とすること。
- 二 各階における避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅の合計は、各階ごとにその階の床面積百平方メートルにつき、地上階にあつては二十七センチメートル、地階にあつては三十六センチメートルの割合で計算した数値以上とすること。

2・3 略

（屋外への出口）

第二百五条 略

2 略

3 物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅の合計は、床面積が最大の階における床面積百平方メートルにつき六十センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。

4 略

（換気設備）

第二百二十九条の二の六 略

- 2 建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。
- 一 換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有すること。
  - 二 給気口及び排気口の位置及び構造は、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間における空気の分布を均等にし、かつ、著しく局部的な空気の流れを生じないようにすること。
  - 三 給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。
  - 四 直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設ける場合には、外気の流れによつて著しく換気能力が低下しない構造とすること。

五 風道は、空気を汚染するおそれのない材料で造ること。

3 建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備は、前項に定める構造とするほか、国土交通大臣が居室における次の表の各項の上欄に掲げる事項がおおむね当該各項の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給することができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がない構造として国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

・	浮遊粉じんの量	空気一立方メートルにつき〇・一五ミリグラム以下
・	一酸化炭素の含有率	百万分の十以下
・	炭酸ガスの含有率	百万分の千以下
・	温度	一 十七度以上二十八度以下 二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
・	相対湿度	四十パーセント以上七十パーセント以下

・一気流

一 一秒間につき〇・五メートル以下

この表の各項の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各項の上欄に掲げる事項についての測定方法は、国土交通省令で定める。

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第三百三十六条の二の九 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、尿管浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)以外のもの 次に掲げる規定

イ 法第二十条第二号、法第二十一条から法第二十七条まで、法第二十八条(第一項を除く。)、法第二十九条、法第三十条、

法第三十一条第一項、法第三十三条、法第三十四条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節(法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。)及び法第八十四条の二の規定

ロ 第二章(第十九条、第二十条及び第三十一条から第三十五条までを除く。)、第三章(第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条及び第七十六条を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章、第五章(第六節を除く。)、第五章の二から第五章の三まで、第五章の四(第二百二十九条の二の五第三項第三号を除き、第二百二十九条の二の四第一項及び第二百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)、第七章の二及び第七章の九の規定

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定(これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。)

建築物の部分	一連の規定
--------	-------

<ul style="list-style-type: none"> <li>防火設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第二条第九号の二口、法第三十七条及び法第六十四条の規定</li> <li>ロ 第九十九条第一項、第九十九条の二、第一百十二条第一項、第十四項及び第十六項、第一百四十五条第五項並びに第三十六條の二の三の規定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>尿尿浄化槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第三十一条第二項及び法第三十七条の規定</li> <li>ロ 第三十二条及び第二百二十九条の二の四第一項（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>合併処理浄化槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第三十七条の規定</li> <li>ロ 第三十二条、第三十五条第一項及び第二百二十九条の二の四第一項（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用の照明装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第三十五条及び法第三十七条の規定</li> <li>ロ 第二百二十六条の五の規定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>給水タンク又は貯水タンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第三十七条の規定</li> <li>ロ 第二百二十九条の二の四第一項（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）並びに第二百二十九条の二の五第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>冷却塔設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第三十七条の規定</li> <li>ロ 第二百二十九条の二の四第一項（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）及び第二百二十九条の二の七（第二号を除く。）の規定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第三十七条の規定</li> <li>ロ 第二百二十九条の三、第二百二十九条の四（第三項第五号を除く。）、第二百二十九</li> </ul>

<p>エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの</p>	<p>条の五、第二百二十九条の六、第二百二十九条の八、第二百二十九条の十、第二百二十九条の十一並びに第二百二十九条の十三の三第六項から第十一項まで及び第十二項（国土交通大臣が定める構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定</p>
<p>エスカレーター</p>	<p>イ 法第三十七条の規定        ロ 第二百二十九条の三及び第二百二十九条の十二（第一項第一号を除く。）の規定</p>
<p>避雷設備</p>	<p>イ 法第三十七条の規定        ロ 第二百二十九条の十五の規定</p>